

証券番号	9803287344
------	------------

## 特定施術危険等対象外特約（光脱毛等補償用）（きくや美粧堂用）

### ＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ケミカルピーリング	化学作用により皮膚を薄く剥がして、光老化を起こした皮膚を若返らせる手技をいいます。
高密度焦点式超音波 (High Intensity Focused Ultrasound)	超音波を体内に照射し肌深部に熱と振動を発生させることによって、細胞を活性化させる行為をいいます。
ニードル脱毛	針を毛穴に挿入し、電気を流すことによって毛根の細胞にダメージを与える脱毛方法をいいます。
リラクゼーション行為	筋肉の弛緩、緊張の緩和、血行改善によって健康や美容向上を目指した手技を用いて行われる療法をいい、薬物・外科・食餌・物理療法および器具（注）を用いて行う療法を除きます。  (注) 器具 手技に用いる補助具を除きます。
レーザー治療	固有の波長の光を照射して、治療対象のみ選択的に美容または健康の効果を発揮させることをいい、脱毛（光脱毛を除く）、しみ取り、しわ・たるみ取り等の目的を問いません。
レーシック	目の表面の角膜にレーザーを照射し、角膜の曲率を変えることにより視力を矯正する手術をいいます。

### 第1条（基本特約の適用除外）

当会社は、この特約により、基本特約第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第6条（保険金を支払わない場合－施設・業務遂行危険に関する事由）(1)⑤の規定を適用しません。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、基本特約第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－共通事由）、第6条（保険金を支払わない場合－施設・業務遂行危険に関する事由）、第7条（保険金を支払わない場合－製造物・完成作業危険に関する事由）、第8条（保険金を支払わない場合－受託物危険に関する事由）、および第9条（保険金を支払わない場合－受託不動産危険に関する事由）に掲げる損害のほか、次の施術に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① ケミカルピーリング
- ② 高密度焦点式超音波 (High Intensity Focused Ultrasound)
- ③ ニードル脱毛
- ④ レーザー治療
- ⑤ レーシック
- ⑥ 頸椎へのスラスト法施術

(2) (1)に掲げる損害のほか、当会社は、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 法令に違反した薬品に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であると問わず、被保険者の施術等がその意図した効能または効果を發揮できなかったことによる損害賠償責任
- ③ リラクゼーション行為を受けた者がリラクゼーションサロン店退出後48時間経過した後に、発見・発症した身体の湿疹、かぶれまたは肌荒れに起因する損害賠償責任
- ④ 使用用具の消毒不足等によって発症した感染症その他疾病に起因する損害賠償責任

### 第3条（保険金の支払額に関する特則）

基本特約第3章賠償責任担保条項第4節保険金の支払額第2条（保険金の支払額）(1)の規定にかかわらず、光脱毛の施術に起因する損害に対して支払う同節第1条（当会社が支払う保険金の範囲）(1)①の保険金については、1回の事故等により発生した損害の合計額が1万円を超過する場合にかぎり、その超過額に対して、保険金を支払います。

### 第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。